三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	道満　幸雄、藤岡　秀史、勝部　俊夫、原　智子

(2)　変更年月日

平成二十四年四月一日

○北海道開発局告示第五十号

石狩川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十六年四月一日付けで告示された建設省告示第八百二十四号を次のように改める。

関係図面のうち、第百五十号図を次のように改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月五日

北海道開発局長　高松　泰

（図面省略）

国会事項

衆議院

要求書受領

四月三日、内閣から、人事官に吉田耕三を任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、国地方係争処理委員会委員に小早川光郎、髙橋寿一、渡井理佳子、牧原出及び篠﨑由紀子を任命したいので、地方自治法第二百五十条の九第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、日本銀行政策委員会審議委員に河野龍太郎を任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に牛丸聡を任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

質問書提出

四月三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東京電力の賠償金支払促進に関する質問主意書（秋葉賢也提出）

汚染状況重点調査地域における健康管理調査に関する再質問主意書（秋葉賢也提出）

答弁書受領

四月三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員柿澤未途提出郵政事業の関連法人の整理・見直し等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員斎藤やすのり提出八ッ場ダムの地すべり対策及び代替地安全対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎提出東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎提出東京電力の電力料金引き上げに関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎提出電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎提出電力の自由化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出富山空港の冬季就航率改善に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩提出大学の秋入学に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩提出脱法ハーブの取り締まりに関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出今冬の豪雪によるリンゴ雪害対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出腎疾患対策に関する質問に対する答弁書

参議院

答弁書受領

四月三日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員平山誠提出東日本大震災に関わる会議の議事録の不作成に関する再質問に対する答弁書（第七〇号）

参議院議員福島みずほ提出関西電力大飯原発三・四号機の再稼動問題に関する質問に対する答弁書（第七一号）

報告書提出

四月三日委員長から次の報告書を提出した。

国民健康保険法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）審査報告書

要求書受領

四月三日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（四月七日任期満了の江利川毅の後任）

吉田　耕三

また、同日内閣から、左記の者を国地方係争処理委員会委員に任命したいので、地方自治法第二百五十条の九第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（四月十六日任期満了の磯部力の後任）

小早川光郎

（同日任期満了の長谷部恭男の後任）

髙橋　寿一

（同日任期満了の岩崎美紀子の後任）

渡井理佳子

（同日任期満了の大橋洋一の後任）

牧原　出

（同日任期満了による再任）

篠﨑由紀子

また、同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（四月四日任期満了の中村清次の後任）

河野龍太郎

また、同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（四月七日任期満了による再任）　牛丸　聡

国立国会図書館

辞令

（調査及び立法考査局行政法務課長）国立国会図書館調査員　小林　公夫

主任調査員を命ずる

調査及び立法考査局政治議会調査室付を命ずる

調査及び立法考査局政治議会課憲法室長兼務を命ずる

（総務部付主任参事）国立国会図書館参事　松本　保

国立国会図書館司書に任命する

主任司書を命ずる

電子情報部付を命ずる（以上四月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、四月四日セネガル国の独立記念日につき、同月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十四年四月五日

外務大臣　玄葉光一郎

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十四年五月九日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。